

生徒心得

(1) 生徒は下記の事項をよく心得、充実した高校生活を送るよう努めなければならない。

- ① 北高生としての誇りをもって常に学業に励み、心身の健康に努めること。また、規則正しい生活を心掛け、校内外とも気品ある節度を保つこと。
- ② 登下校時は、授業日、休業日に係わらず、原則として制服を着用し、時間を厳守すること。
- ③ 欠席、遅刻、早退をする時はホームルーム担任に届けなければならない。
- ④ 忌引きの日数は次のとおりとする。なお、葬儀等が遠隔地で行われる場合は、その移動日を加算して忌引き扱いとする。

ア 父母	連続して7日以内
イ 兄弟・姉妹・祖父母	連続して3日以内
ウ おじ・おば・曾祖父母	1日以内
- ⑤ 授業中、校外に出る時はホームルーム担任の許可を得なければならない。
- ⑥ 施設設備を破損した場合は、直ちにホームルーム担任に届け出なければならない。
- ⑦ みだりに金銭、物品の貸借をしてはならない。また、金品の管理には十分注意し、多額の現金を携行しないようにすること。
- ⑧ 男女の交際は、相互の人格を尊重し、明朗健全でなければならない。
- ⑨ 夜間外出した場合は、午後9時までに帰宅すること。外泊する場合は必ず保護者の承諾を得なければならない。
- ⑩ 電車・バスに乗車の場合は、乗車マナーを守り、他人に迷惑をかけたり不快な思いをさせたりしてはならない。
- ⑪ 自動車及び原動機付自転車、全ての自動二輪車の運転をしてはならない。
- ⑫ ア スマートフォンは学校に持ってきてよいが、登校後は電源を切り、カバンにしまう。マナーモードにしておくことも禁止とする。使用できるのは帰りのHR・清掃終了後とする。使用するときは生徒玄関のホール内で使用すること。
イ 使用が禁止されている時間や場所で使用した場合は、年次で預かり指導後に返却する。2回目以降指導を受けた場合は、保護者へ連絡し更に指導を加えて返却する。
- ⑬ 飲酒・喫煙、未成年者入場禁止場所への入場、その他未成年者に許されない行為をしてはならない。また暴力行為、破壊的な行為その他反社会的な行為をしてはならない
- ⑭ 生徒手帳（付身分証明書）は常に携行し、必要に応じ提示しなければならない。
- ⑮ 生徒手帳には「生徒の諸届願一覧」が記載されているので、生徒はそれにより必要な手続きをしなければならない。
- ⑯ 生徒手帳には、服装規程・生徒の対外活動に関する規程・生徒の自転車に関する規程その他多くの規程が記載されているので、生徒はそれらを遵守しなければならない。
- ⑰ アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的な理由など特別な事情がある場合にはホームルーム担任に申し出ること。その後、拡大生徒指導会議で検討し、校長の承認を得ること。

服装規程

本校制服の基準は次の通りである。

1 男子服装基準

- (1) 黒の学生服とし本校規定のボタンをつける。
- (2) 左襟より 2.5 c m の位置に本校規定のバッジをつける。

2 女子服装基準

- (1) 指定の上着の下に、校章刺繍入指定型オープンシャツか長袖白のワイシャツを着用し、ネクタイを結び、ひだ数 2 4 本のスカート又は指定のスラックスを着用する。
- (2) スカート丈は膝頭が隠れる程度の長さとする。
- (3) ネクタイ及び服地は花紺色とし、スカートのウエストベルト幅は 3.5 c m とする。ネクタイは緩めない。
- (4) 左胸に本校規定のバッジをつける。
- (5) 靴下は、白ソックス（ワンポイントまで可）とし、ストッキングを着用する場合、無地の黒色又は肌色とする。

3 夏季服装

【男子】

- (1) 左胸ポケットに校章刺繍入（花紺色）指定型 Y シャツ（半袖可）を着用する。その場合 Y シャツはきちんとズボンの中に入れ、肌着は白色無地（胸ワンポイントまで可）のシャツとする。半袖の場合は、袖を折らない。
- (2) ズボンのベルトは、黒・茶系統の暗色のものとし、バックルは華美でないものとする。

【女子】

- (1) 左胸ポケットに校章刺繍入（花紺色）指定型オープンシャツ（半袖可）を着用する。その場合、靴下は白ソックス（ワンポイントまで可）とする。半袖の場合は、袖を折らない。
- (2) 夏服にはネクタイを着用しない。
- (3) オープンシャツの中には白地のものを着用し、外から色や柄が透けないものとする。
- (4) スラックスを着用するときはベルト着用を義務づけませんが、ベルトを着用する場合は黒・茶系統の暗色のものとし、バックルは華美でないものとする。

4 冬季服装

- (1) 防寒具は華美なものを避け、質素端正なものとする。
- (2) 男女とも、制服の下にセーターやカーディガン類を着用する場合は、制服から布地が出ないもので、色は黒・紺・茶系無地（白・ベージュ系は不可）とし華美でないものとする。
- (3) 夏季同様、男子ズボンのベルトは、黒・茶系統の暗色のものとし、バックルは華美でないものとする。

5 頭髪

- (1) 髪を染めたり、脱色及びパーマをかけることを禁止する。
- (2) 女子のヘアゴム及び髪留めは、黒、紺、茶系統の華美でないものとする。
- (3) 男子の頭髪は常に整髪し、前髪が目にかかったり、横髪で耳を隠したりしてはならない。後ろ髪は肩に触れることのないようにすること。

6 履物

- (1) 登下校時を含む学校生活での履物は、サンダル及び下足箱に収納できないブーツ類を認めない。下足箱の上に置かない。
- (2) 上履きと下履きを区別して使用する。上履きについては学校指定のものとする。

7 その他

- (1) 化粧、ピアス・イヤリング・ネックレス等のアクセサリ類は禁ずる。
- (2) スマートフォンは学校に持ってきてもよいが、登校後は電源を切り、カバンにしまう。マナーモードにしておくことも禁止。使用できるのは帰りのHR・清掃終了後とする。使用するときは生徒玄関のホール内で使用すること。
- (3) 使用が禁止されている時間や場所で使用した場合は、年次で預かり指導後に返却する。2回目以降指導を受けた場合は、保護者へ連絡し更に指導を加えて返却する。

自転車使用に関する規程

第1条 生徒は自転車使用にあたって事故を防止し安全を図るため、交通道徳を守り、道路交通法規に則り、次の事項を守らなければならない。

- (1) 信号を守る。また交差点では一時停止する。
- (2) 二人乗りをしない。
- (3) 傘をさして乗らない。
- (4) スマートフォンを操作しながらの運転はしない。
- (5) 安全運転を心掛けスピードを出しすぎないようにする。
- (6) 夜間は電灯をつける。
- (7) 自転車は常に整備しておく。
- (8) 雨天や冬季間の運転には十分注意する。冬季には自転車通学禁止となる期間を設ける。

第2条 自転車を使用して通学する生徒は次のことを守らなければならない。

- (1) 所定の「自転車通学届」をホームルーム担任を通して生徒指導部に提出する。
- (2) 本校指定のステッカーを車体に貼付する。
- (3) 学校で指定する駐輪場に駐輪し、施錠しかつ整頓しておく。

第3条 事故、盗難が発生した場合の対応にあたっては次のことに留意する。

- (1) 事故が起きた場合には、本人（あるいは保護者）がその旨を速やかにホームルーム担任に報告する。
- (2) 盗難等が発生した場合は、直ちにホームルーム担任及び生徒指導部に連絡し、所定の「紛失届」を提出する。

自動車等運転免許取得に関する規程

第1条 自動車・原動機付自転車・普通二輪車・大型二輪車免許取得希望者は、次の手続き・事項を守らなければならない。

(1) 運転免許取得は、3年次の以下の生徒に許可する。

ア 就職及び専門学校等に進路が決定した生徒は冬季休業から

イ 大学進学 of 生徒は大学入学共通テスト終了後から

(2) 自動車学校入校を希望する者は、免許取得許可願（自動車学校入校願）をホームルーム担任を通し生徒指導部に願い出て、許可を得なければならない。受理後、免許取得許可証（自動車学校入校許可証）を発行する。

(3) 自動車学校での教習期間中は、制服を着用し、常に八戸北高生としての自覚を持ち、真摯な態度で臨むこと。

(4) 運転免許取得後も、在学中は、自動車及び全ての自動二輪車を運転してはならない。